

ぎふの木を使った家づくりの支援制度

岐阜県

(1) ぎふの木で家づくり支援事業 (新築で最大32万円の助成金)

岐阜県では、住宅を新築等する際に、岐阜県材を構造材、内装材に一定量以上使用した施主に対して、最大32万円の助成を行っています。



住宅金融 支援機構

(2) 【フラット35】地域連携型 (【フラット35】の金利引下げ(当初5年間 年▲0.25%))

「ぎふの木で家づくり支援事業」と「【フラット35】地域連携型」は連携をしています。「ぎふの木で家づくり支援事業」の対象住宅であれば、【フラット35】の金利を一定期間引き下げることができます(当初5年間 年▲0.25%)。【フラット35】の取扱金融機関でご利用いただけます。



協力 金融機関

(3) ぎふの木で家づくりローン支援制度 (【フラット35】の金利引下げ(全期間 年▲0.2%) など)

さらに、「ぎふの木で家づくり支援事業」の対象住宅であれば、岐阜県と連携する協力金融機関*が取り扱う一部の住宅ローンの金利を引き下げることができます(全期間 年▲0.2%)。【フラット35】であれば、手数料定額型の場合が対象となり、上記(2)「【フラット35】地域連携型」との併用も可能です(当初5年間 年▲0.45%、6年目以降 年▲0.2%)。

* 大垣共立銀行、十六銀行、岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、東濃信用金庫、関信用金庫 (金融機関コード順)



上記(2)と(3)の併用による【フラット35】の返済額軽減効果

(当初5年間 年▲0.45%、6年目以降 年▲0.2% による 返済額軽減効果)

【試算例】借入額3,000万円、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済無、借入金利(金利引下げ前)年1.7%の場合

: **約164万円**

(※上記(1)の助成金32万円と合わせると約196万円)